

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	小金湯産クジラ化石3Dデータ制作業務（第1期・脊柱骨格）	
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課	
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人あしよろの化石と自然	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、これまでに例を見ない大型の鯨類化石標本に関する業務であり、当該業務の遂行には、海生哺乳類化石に関する高度な学術的知見のほか、3Dデータ作製に係る専門スタッフや技術力、作業環境・設備、実績等が必要不可欠である。</p> <p>上記事業者は、足寄動物化石博物館の指定管理者として、足寄町から指定を受けて同館の運営を担っている特定非営利活動法人である。古生物分野の研究スタッフ（学芸員）3名が常駐し、足寄町内から産出する海生哺乳類化石、束柱類と鯨類からなる「足寄動物化石群」の豊富な研究実績と成果を有しており、内1名は、鯨類の研究者でありながら、3Dデータ作製に係る技術を有した国内でも数少ない研究者の1人である。加えて、経験豊富な補助スタッフ、専用の設備環境も有するなど、本業務に必要な作業環境・設備を備えている事業者である。</p> <p>また、当該事業者は平成28・29年度に本市の同一標本に係る化石クリーニング作業業務や標本作製業務を受託しており、誠実に業務を履行し、当該化石についての知識を有していることから、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然を契約の相手方とすることが最も合理的である。</p> <p>以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約とする。</p> <p>なお、当該事業者は、本市登録事業者でないため、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第26条により申出書を徴求している。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	平成30年12月4日	